別表第２

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| サービス種類 | 基準最大支給量 | 加算後最大支給量 | 加算要件 |
| 介護給付 | 居宅介護（身体介護） | 区分1・2　児童　区分1　1時間×19回／月区分3・4　児童　区分21.5時間×19回／月区分5・6　児童　区分32時間×19回／月 | 家事援助とあわせて124時間／月 | 以下のいずれか2つに該当する者・重度訪問介護支給対象者と同等の身体状況である者・単身世帯または同居家族が介護できない状況である者・医師の指示により1.5時間以上／回、週4回以上の支援が必要な者・住宅の状況により1回の介護に1.5時間以上の時間がかかる者 |
| 居宅介護（家事援助） | 1.5時間×14回／月 | 身体介護と合わせて124時間／月 | 以下のいずれか2つに該当する者・重度訪問介護支給対象者と同等の身体状況である者・単身世帯または同居家族が介護できない状況である者・児童で精神状況・身体状況により1.5時間以上／回の見守りが必要である者 |
| 通院等介助（身体介護を伴う） | 10時間／月 | 通院に必要な時間数／月 | 医師の指示により10時間／月以上の通院が必要な者（医師の指示がサービス等利用計画に明記されていること） |
| 通院等介助（身体介護を伴わない） | 10時間／月 | 通院に必要な時間数／月 | 医師の指示により10時間／月以上の通院が必要な者（医師の指示がサービス等利用計画に明記されていること） |
| 通院等乗降介助 | 10時間／月 | 通院に必要な時間数／月 | 医師の指示により10時間／月以上の通院が必要な者（医師の指示がサービス等利用計画に明記されていること） |
| 重度訪問介護 | 8時間×31回／月（うち外出時の移動加算可能時間　4時間×31回／月） | 13時間×31回／月（うち外出時の移動加算可能時間　4時間×31回／月） | 以下のいずれにも該当する者・障害支援区分5以上である者・単身世帯または同居家族が介護できない状況である者・日中活動系のサービスを利用していない者 |
| 行動援護 | 10時間／月 | 50時間／月 | 申請者より標準の時間数を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。 |
| 同行援護 | 50時間／月 | 80時間／月 | 申請者より標準の時間数を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。 |
| 重度障害者等包括支援 | 80,000単位／月 | 102,000単位／月 | 申請者より標準の時間数を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。 |
| 療養介護 | 当該月の日数 |  |  |
| 短期入所 | 10日 | 31日 | 申請者より標準の日数を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。 |
| 生活介護 | 当該月日数－8日 | 31日 | 申請者より標準の日数を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。 |
| 施設入所支援 | 当該月の日数 |  |  |
| 訓練等給付 | 自立訓練（機能訓練・生活訓練） | 当該月日数－8日 | 31日 | 申請者より標準の日数を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。 |
| 宿泊型自立訓練 | 当該月の日数 |  |  |
| 就労移行支援 | 当該月日数－8日 | 31日 | 申請者より標準の日数を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。 |
| 就労定着支援 | 31日 |  |  |
| 就労継続支援 | 当該月日数－8日 | 31日 | 申請者より標準の日数を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合 |
| 共同生活支援（グループホーム） | 当該月の日数 |  |  |
| 自立生活援助 | 31日 |  |  |
| 障害児通所支援 | 児童発達支援（医療型を含む） | 23日 | 27日 | 申請者より標準の日数を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。 |
| 放課後等デイサービス | 23日 | 27日 | 申請者より標準の日数を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。 |
| 保育所等訪問支援 | 2日 | 4日 | 申請者より標準の日数を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 23日 | 27日 | 申請者より標準の日数を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。 |
| 地域生活支援事業 | 移動支援（身体介護を伴う・伴わない） | 30時間 | 80時間 | 申請者より標準の時間数を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。 |
| 訪問入浴 | 3回／週 |  |  |
| 日中一時支援 | 当該月日数－8日 | 31日 | 両親の就労や介護等の理由で介護が困難な場合就学児の長期休暇時 |